

令和 6 年 10 月 21 日
九 州 森 林 管 理 局

九州森林管理局における指名停止措置について

九州森林管理局は、本日、工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行ったのでお知らせします。

なお、指名停止措置を受ける業者名及び指名停止期間等は別紙のとおりです。

－問い合わせ先－

九州森林管理局 総務企画部

電話：096－328－3520（内線 251）

担当：主査（契約適正化担当）

(別紙)

指名停止措置の概要

- 1 指名停止の措置を受けた業者名及び住所
株式会社 佐藤産業 宮崎県東諸県郡国富町大字本庄 6 9 3 4
- 2 指名停止の期間
令和 6 年 1 0 月 2 1 日 ～ 令和 7 年 4 月 2 0 日 (6 ヶ月)
- 3 指名停止措置の範囲
九州森林管理局管内
- 4 指名停止の理由
本件については、(株)佐藤産業が、令和 6 年 2 月 9 日、宮崎南部森林管理署長と売買契約した立木販売契約箇所伐採搬出にあたり、令和 6 年 9 月 1 1 日に確認を行い契約箇所「分収造林：鈴船石国有林 1 1 つ林小班外 2」の契約分収造林区域外(同 1 1 の林小班)で、スギ立木(399 本 266.32m³)を誤って伐採したものである。
上記については、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(令和 2 年 1 2 月 2 5 日付け 2 林政政第 4 8 7 号)林野庁長官通知の別表第 2 の贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第 1 6 号(不正又は不誠実な行為)に該当し、契約の相手方として不適当であると認められる。
- 5 参考
工事請負契約指名停止等措置要領の制定について
別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内